

令和2年度周南市モーターボート競走事業会計予算の弾力条項の適用について

令和2年度周南市モーターボート競走事業会計予算に対し、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定により、弾力条項を適用したので、下記のとおり、報告する。

令和2年10月29日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

舟券発売収益の増加に伴い、モーターボート競走事業に直接必要な経費（委託料、賃借料、交付金及び舟券払戻金）が不足したため、予算の弾力条項を適用したもので、その内容は次のとおりである。

- 1 弾力条項適用年月日
令和2年10月9日
- 2 弾力条項適用書
別紙のとおり

令和2年度 周南市モーターボート競走事業会計 弾力条項適用書

収益的収入及び支出

収入		(単位：千円)							
款	項	目	既決予算額(A)	収入見込額(B)	増減額(B)-(A)	弾力条項適用額	節	金額	備考
1	モーターボート競走事業収益		47,184,036	52,774,022	5,589,986	5,589,986			
	1	営業収益	47,138,079	52,728,065	5,589,986	5,589,986			
		1 舟券収益	45,803,360	51,393,346	5,589,986	5,589,986	舟券発売収益	5,589,986	
	合計		47,184,036	52,774,022	5,589,986	5,589,986			

支出 (単位：千円)

支出		(単位：千円)							
款	項	目	既決予算額(A)	支出見込額(B)	増減額(B)-(A)	弾力条項適用額	節	金額	備考
1	モーターボート競走事業費用		46,928,704	52,144,746	5,216,042	5,216,042			
	1	営業費用	46,911,048	52,127,090	5,216,042	5,216,042			
		1 実施費	44,986,654	50,202,696	5,216,042	5,216,042			
							委託料	407,846	電話投票事務委託料 407,846
							賃借料	378,184	中央情報システム利用料 378,184
							交付金	237,523	法第25条交付金 188,143 法第30条交付金 49,380
							舟券払戻金	4,192,489	舟券払戻金 4,192,489
	合計		46,928,704	52,144,746	5,216,042	5,216,042			